

岩手県告示第 788 号

母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）第 12 条の規定により、指定養育医療機関が業務を休止する旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 11 月 16 日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定養育医療機関の名称	所在地	診療科名	休止年月日
岩手県立山田病院	下閉伊郡山田町山田第 5 地割 66 番地 1	内科、小児科、外科、整形外科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科	平成 19 年 11 月 1 日